

引越し費用

市独自支援制度のご案内

地震により被災した住宅の復旧等のため、
転居が必要となった方に対し、転居に要した費用の一部を補助します。

対象となる方

- ▶ 発災時（令和6年1月1日）に新潟市内に居住していた方
- ▶ 罹災証明書の「住家の被害の程度」が
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の世帯
- ▶ **引越業者に依頼**し、費用が発生した方
※引越業者に依頼していない方は対象になりません
（例）ご自身で引越した世帯などは対象外

発災時の住居の種類は問いません（賃貸アパート等からの引越もOK）

支援額

（消費税分は除く）

被災場所からの引越にかかった費用の **半額**（上限15万円）

※ 申請は1世帯あたり1回まで

申込期間

令和6年3月21日（木）～ 令和8年3月13日（金）まで

※郵送でも申請を受け付けております

必要書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・罹災証明書
- ・領収書など、引越費用の**支払い先**と**金額**が分かるもの
- ・住民票（申請者と罹災証明書の世帯主が異なる場合のみ）

問い合わせ （郵送先）

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地

古町ルフル6階 建築部住環境政策課

（TEL）025-226-2821 平日8:30～17:30

（E-mail）jukankyo@city.niigata.lg.jp